

社会福祉法人徳宗福社会 役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳宗福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び交通費を支払うことができる。

	報酬（日額） （源泉徴収後金額）	交通費（日額）	
		片道 50km～80km	片道 81km 超
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円	10,000円

(理事等の報酬)

第4条 役員が理事会又は評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、次により報酬及び交通費を支払うことができる。

	報酬（日額） （源泉徴収後金額）	交通費（日額）	
		片道 50km～80km	片道 81km 超
役員業務報酬等	10,000円	5,000円	10,000円
評議員業務報酬等	10,000円	5,000円	10,000円

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び交通費を支払うことができる。

	報酬（日額） （源泉徴収後金額）	交通費（日額）	
		片道 50km～80km	片道 81km 超
監事業務報酬等	10,000円	5,000円	10,000円

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員である外部委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、次により報酬及び交通費を支払うことができる。但し、委員である監事については、第5条に規定した報酬及び交通費を支払うこととし、法人職員を兼務する事務局員については、報酬及び交通費は支払わないものとする。

	報酬（日額） （源泉徴収後金額）	交通費（日額）	
		片道 50km～80km	片道 81km 超
外部委員の評議員選任・ 解任委員会出席報酬等	10,000円	5,000円	10,000円

(法人職員を兼務する理事等)

第7条 理事長及び法人職員を兼務する理事又は評議員選任・解任委員会事務局員については、この規程を適用しないものとする。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日に遡及して施行する。